



様式第45号（第12条関係）
安曇野市告示第294号

公示送達書

下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、保健医療部国保年金課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年6月22日

安曇野市長 中山 栄樹



記

- 1 送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）
別紙のとおり
- 2 送達すべき書類
別紙のとおり

公 示 送 達 対 象 者 一 覧

番号	氏 名 (法人名)	住 所	送達する書類			
			種別	年度	税目	期別
1	船坂 愛花		督促状	令和7年度	国民健康保険税	第12期
2	大原 一泰		督促状	令和7年度	国民健康保険税	第12期
3	星 明宏		督促状	令和7年度	国民健康保険税	第12期
4	L I N X I A O W E I		督促状	令和7年度	国民健康保険税	第12期
5	望月 よし江		督促状	令和8年度	国民健康保険税	第1期